

「中能登町社協居宅介護支援センター」

令和7年度版

重要事項説明書

(指定居宅介護支援事業)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(石川県指定 第1771600226号)

当事業所はご契約者（以下「利用者」といいます）に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 中能登町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 石川県鹿島郡中能登町末坂2部57番地1
- (3) 電話番号 0767-74-2252
- (4) 代表者氏名 会長 杉本 栄蔵
- (5) 設立年月 平成17年3月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
平成17年2月25日 指定 石川県指定第1771600226号
- (2) 事業の目的 介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活をおくることができるよう居宅介護支援をします。
- (3) 事業所の名称 中能登町社協居宅介護支援センター
- (4) 事業所の所在地 石川県鹿島郡中能登町能登部上チ部30番地
- (5) 電話番号 0767-72-3087
- (6) 管理者氏名 谷 夕紀
- (7) 運営方針 利用者の意思および人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスなどが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公平中立に行います。

(8) 法人が行っている他の事業

- 訪問介護事業
- 第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）
- 通所介護事業
- 第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
- 認知症対応型通所介護

(9) 通常の事業の実施地域 中能登町

(10) 営業日及び営業時間

営業日	月～金（土、日、祝祭日、12月29日～1月3日は休業）	
受付時間	月～金	8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	月～金	8時30分～17時15分

☆ 急な介護等でお困りの場合は時間外でも電話相談等に対応いたします。

休日・夜間時連絡電話番号 080-1952-6312

3. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤	職 務 の 内 容
1. 管理者	1名（兼務）	従事者及び業務の管理
2. 主任介護支援専門員	3名	居宅介護支援
3. 介護支援専門員	—	〃

4. 当事業所が提供する居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

契約書本文第3条～6条及び8条に定める利用者に提供するサービスの内容は次のとおりです。

＜居宅介護支援業務の実施方法等＞

居宅介護支援 の内容	提供方法	介護保険適用 有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用 の場合)
① 居宅サービス 計画の作成	別紙 1 に掲 げる「居宅介 護支援業務 の実施方法 等について」 を参照くだ さい。	左の①～⑦の 内容は、居宅 介護支援の一 連業務とし て、介護保険 の対象となる ものです。	サービス利用料及び利用者 負担については、以下の＜ サービス利用料及び利用者 負担＞の通りです。 介護保険適用となる場合に は、利用料を支払う必要は ありません。 (全額介護保険により負担 されます)	
② 居宅サービス 事業者との連 絡調整				
③ サービス実施 状況把握、評価				
④ 利用者状況の 把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申 請に対する協 力、援助				
⑦ 相談業務				

＜サービス利用料及び利用者負担＞

(1) 料 金

当事業所の居宅介護支援については、原則として利用料の負担はございません。 居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙 2」の通りです。

※介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦 1 ケ月あたりについて、かかった料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の交通費として下記の料金をいただきます。

通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道おおむね 10 キロメートル未満は徴収しません。

通常の事業の実施地域を超えた地点から、おおむね10キロメートル以上1キロメートルにつき25円を徴収します。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下の方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み

北國銀行 中能登支店 普通預金 248382

5. サービスの利用に関する留意事項（契約書第7条参照）

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

6. 契約の終了について（契約書第13条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

① 利用者が死亡した場合

② 要介護認定又は要支援認定により、利用者の心身の状況が要支援又

は自立と判定された場合

- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

7. 利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

8. 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

9. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

- （1） 利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- （2） 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合や、その他の申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- （3） 当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

但し、当事業所がサービスを提供する際に、利用者や家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議（リモート会議を含む）などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名押印をいただくことになります。

10. 事故発生時の対応

- （1） 指定居宅介護支援の提供中に、事故が発生した場合には、管理者に報告するとともに、関係市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- （2） 指定居宅介護支援事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 2. 介護支援専門員の禁止行為

介護支援専門員は、利用者に対する居宅介護支援の提供にあたって次に該当する行為は行いません。

- ① 利用者もしくはその家族からの物品等の授受
- ② 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ③ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

1 3. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 中能登町社協居宅介護支援センター
管理者兼主任介護支援専門員 谷 夕紀

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15

第三者委員の設置

苦情解決責任者	末森 美紀	☎74-2252	社会福祉協議会事務局長
苦情受付担当者	谷 夕紀	☎72-3087	居宅介護支援事業管理者
第 三 者 委 員	大村 義一	☎74-0389	民生・児童委員（鳥屋地区）
	原 義美	☎74-1487	民生・児童委員（鹿島地区）
	四伊 深雪	☎ 090-7748-1414	民生・児童委員（鹿西地区）

また、苦情受付ボックスをデイサービスセンターひまわり正面玄関に設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

中能登町長寿福祉課	所在地 鹿島郡中能登町能登部下 91 部 23 番地 電話番号(0767)72-3133 FAX(0767)72-3794
中能登町高齢者支援センター	所在地 鹿島郡中能登町能登部下 91 部 23 番地 電話番号 (0767)72-2697 FAX(0767)72-3794
石川県国民健康保険団体連合会	所在地 金沢市幸町 12 番 1 号石川県幸町庁舎 電話番号 (076)261-5191 FAX(076)261-5148
石川県社会福祉協議会	所在地 金沢市本多町 3-1-10 電話番号 (076)224-1212 FAX(076)222-8900

1 4．業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5．虐待の防止及び身体拘束等の適正化の推進

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策及び身体拘束等の適正化の推進を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のため及び身体拘束等の適正化の推進の指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止及び身体拘束等の適正化の推進のための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止及び身体拘束等の適正化の推進の措置を講じるための担当者を配置します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

この証として本書 2 通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとします。

中能登町社協居宅介護支援センター

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住所 鹿島郡中能登町

氏名 印

家族代表者 住所

（ 続柄： ） 氏名 印